

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、常陸太田市の地域で暮らす障害者やその家族の緊急事態に対する支援体制についてお伺いいたします。

常陸太田市障害者計画には計画策定の配慮事項が書かれており、第4章、施策の展開にはすばらしい言葉が並んでおります。常陸太田市障害者計画にあった第4章の施策の展開として、短期入所提供体制の確保として、障害者の介護、療育する家族の負担を軽減するため、一時的、緊急的に利用できる短期入所の体制を確保しますと言っていましたが、その計画はどのぐらい実現に向かっているのでしょうか。

平成30年1月18日の茨城新聞に、日立市障害福祉課では、老朽化した障害者福祉施設鳩が丘障害者福祉施設の建物を新設し、さらに定員10名のグループホームを新設し、同居家族の入院など、緊急時の受け入れや将来に備えた体験型入居施設として運営するとしています。現在の利用者の家族も高齢化しており、親が救急車で運ばれ、障害者が自宅に一人になってしまうようなケースもあると障害福祉課では言っています。また、地域との交流機会の減少も課題となっており、複合施設を新設し、施設内に多用途ホールを設け、市民と日ごろから接してもらうことを狙っているとのことでした。

また、常陸太田市障害者計画の第2章、障害者を取り巻く状況の中で、団体ヒアリングの結果の要綱に、ヒアリングの結果の③に、ケアホーム、グループホームの整備やショートステイ施設の充実の要望があり、また、災害時における緊急避難マニュアルの作成要望も書かれてありました。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点に、緊急時に対応できる市内の事業所及びベッド数についてお伺いいたします。

2つ目に、障害者の高齢化に伴い、緊急時の対応や親亡き後を見据えた支援体制の整備について、市の考え方をお伺いいたします。

次に、住宅用火災警報器の設置は、「消防法」の改正に伴い条例も改正され、常陸太田市火災予防条例の附則第3条の関係の第11条と12条の、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置しなければならないとされています。全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、本年度10年が経過いたしますが、現在どのような啓発活動を行っているのかお伺いいたします。

以上、2項目、3点についてお伺いし、1回目の質問といたします。答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の障害者等の支援体制の整備における、地域で暮らす障害者やその家族等の緊急事態に対する支援体制についての2つのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、緊急時に対応ができる市内の事業所やベッド数の数でございますが、この緊急時

の対応といたしましては、「障害者総合支援法」においては、居宅における介護者の冠婚葬祭や急病あるいは休養が必要となった際の障害のある方の施設入所につきましては、短期入所サービスにより支援することとされております。

本年２月末現在、この短期入所サービスを実施する事業所及びベッドの数でございますが、社会福祉法人朋友会が運営するひらそる短期入所事業所が５床、有限会社ワコー介護サービスによるグループホーム、ワコー大里が１床、社会福祉法人やまぶきの里による障害者支援施設ピュア里川が４床で、計３事業所で１０床となっております。

なお、この短期入所サービスにつきましては、通常は障害者支援相談専門員が作成をしたサービス利用計画書に基づき利用することとなるものでございますが、その緊急の度合いによっては、専門員とともに行政も調整に入り、緊急的なベッドの確保を図る必要があるものと考えているところでございます。

続きまして、２つ目の、介護者の高齢化に伴う緊急時の対応や親亡き後を見据えた支援体制の整備についてでございますが、ご質問の支援体制の整備につきましては、本市では平成３０年度に向け、地域生活支援拠点の整備を基本指針の１つとする第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画を策定しているところでございます。計画においては、専門のコーディネーターを配置し、障害のある方の相談や緊急時の支援、さらには親亡き後を見据えた居住支援など、総合的な支援体制の整備に努めることとしております。

なお、この整備につきましては、近隣４市１町１村で構成される常陸太田・ひたちなか障害福祉圏での整備も視野に入れ、平成３２年度末を目途に進めることとしているものでございます。

○益子慎哉議長 消防長。

〔江幡正紀消防長 登壇〕

○江幡正紀消防長 住宅用火災警報器の設置が義務化されている今、現在どのような啓発活動などを行っているのかについてのご質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置は、議員のご質問にございましたとおり、平成２０年６月１日から、既存住宅を含む全ての住宅に対し設置の義務化がされているところでございます。

現在、本市において実施しております啓発活動としましては、消防庁舎横断幕やのぼり旗の掲示、住宅用火災警報器設置促進コーナーを玄関ロビーに設け、来庁者への普及啓発のリーフレットの配布やパネル展示などの広報活動を行っております。また、火災に対する関心が高まる春と秋の火災予防週間におきましては、防災無線による啓発放送、及び、大型店舗に来店する市民に対し、普及啓発用のリーフレットの配布や市民バスに設置促進ポスターを掲示することなどにより啓発活動を実施しているところでございます。また、自主防災訓練や救急講習会、出前講座などの指導機会に合わせて、直接、消防職団員が市民に対し設置促進を呼びかけております。さらに、全国における住宅火災による死者の約７割が６５歳以上の高齢者であることから、地域に密着した消防団員に高齢者世帯を訪問していただき、住宅用火災警報器の設置促進を含めた住宅防火指導を平成２２年度から実施しております。毎年約１、０００件の高齢者世帯を訪問し、チラシの配布などにより警報器の必要性を説明し、設置促進を図っているところでございます。

今後の啓発活動につきましては、平成27年9月に国及び関係業界等から成る住宅用火災警報器設置対策会議が定めた設置促進の基本方針に基づく地域社会における働きかけといたしまして、引き続き、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織などと連携、協力を得ながら、未設置世帯への設置促進を図ってまいります。特に、高齢者世帯への設置促進につきましては、積極的に設置状況について調査、把握をしまして、設置について働きかけをしてみたいと考えております。

また、本市で発生した建物火災において、住宅用火災警報器が設置されていたことにより被害を軽減することができた奏功事例などを積極的に周知して、効果及び有効性をPRしながら、さらに全ての住宅に対する義務化が開始され10年以上が経過することから、電池切れや故障などにより火災時に警報が鳴らないことを防ぐために、適正な維持管理に関する広報をより強化してまいります。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1項目の緊急時の部屋の確保に関してですが、歳のいった親と障害者の二人の生活の場合、親が倒れてしまえば、そのときより障害者は生活ができなくなってしまいます。居宅介護の歳のいった親と障害者の二人の生活の場合、親に病気や事故など緊急事態が発生した時の場合など、一時的に自宅の生活に支障がある障害者・児に短期間、夜間も含め、施設など、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な介護を行うことが求められます。

そこで、29年度4月から2月までのショートステイとグループホームの利用者数について伺います。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 ただいまご質問のショートステイとグループホームの利用実績でございますが、市内外の事業所を合わせまして、ショートステイが延べ180名、グループホームが延べ696名となっております。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に、ショートステイとグループホームの利用基準について伺います。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 ご質問のショートステイとグループホームの利用基準でございますが、ショートステイにつきましては、障害の特性や心身の状態に合わせまして、必要とされる支援の度合いを示す障害支援区分の認定を受けることが必要となり、その区分は、非該当と区分1から6の7段階に分かれております。ショートステイにつきましては、非該当を除く区分1から6までの方が利用可能となっております。グループホームにつきましては、障害者支援区分の認定を受けることなく利用することができるサービスでございますが、ただし、入浴及び排せつ、食事等の介護を必要とする方につきましては、ショートステイと同様に、区分1から6までの方が利

用可能となるものでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

今回の利用者数をお聞きますと、計算いたしまして、ほぼ空き部屋はない状態というふうに感じました。

現在、民間事業所ではショートステイを行っていますが、事前予約でショートステイを行っているのが現状です。事業所と言えども、営業利益の確保のためにいつ起こるかわからない緊急事態に対して空き部屋の確保はされていません。ショートステイ用の部屋はどこでも事前予約で埋まっているのが現状です。

親が倒れたとき、障害者はそのときより生活ができなくなってしまう。緊急時の受け入れ体制のない当市では、緊急時の部屋の確保は市外に頼っているのが現状ではないでしょうか。常陸太田市障害計画で、障害者の介護、療育する家族の負担を軽減するための一時的、緊急的に利用できる短期入所の体制を確保しますと言っています。市外に頼ることなく、日立市のように自前の障害者福祉施設を持つことにより、障害者を抱える年老いた親も安心できるのではないのでしょうか。当市も日立市のように、同居家族の入院などの緊急時の受け入れや将来に備えた緊急短期入所施設がどのような形での体制ができるのか、常陸太田市障害者計画をぜひ実行していただきたくご期待いたします。

また、特別な支援が必要な障害者については、社会福祉課としても障害者保健施策を一層推進しての対応にご期待申し上げます。

住宅用火災報知機の設置啓発については理解いたしました。ありがとうございます。今後さらに一層の啓発の推進にご期待申し上げます。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。